

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 25 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県認定こども園担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を
置く各国立大学法人担当課
各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市認定こども園担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・市区町村保育主管部局
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管部局

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官付
（認定こども園担当）
消費者庁消費者安全課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

食品等の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について

子ども・子育て支援施策の推進については、日頃から格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題については、これまで、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号）（以下、「ガイドライン」という。）の他、消費者庁公表資料「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！－気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は 5 歳以下の子どもには食べさせないで－」等により注意喚起を行ってきたところです。

特にこれからの時期は、多くの教育・保育施設等において、節分行事が実施されると考えられます。

また、食品以外についても、玩具の誤嚥により意識不明となる事故が最近発生したところです。
については、節分行事等に限らず、誤嚥による子どもの窒息事故等の予防のために注意すべき事項
について、この機会に改めて上記ガイドラインや消費者庁公表資料等を確認いただくとともに、保
育や給食に従事する者をはじめ全職員や関係事業者に情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すよう、管内市区町村及び施設・事業者に対して周知徹底していただくようお願いいたします。

(参考)

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#guidelines>

→ p 2、3 (1. (1)①ウ誤嚥（食事中）及びエ誤嚥（玩具、小物等））

p 13（＜参考例1＞誤嚥・窒息事故の防止）

- 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

- 子ども安全メール Vol. 569 パン等による子どもの窒息や誤嚥(ごえん)に気を付けましょう！（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211020/

- 子ども安全メール Vol. 617 節分は窒息・誤嚥に注意！硬い豆やナッツ類は5歳以下の子どもには食べさせないで！（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230124/

- 幼児期の健やかな発育のための栄養・食品生活支援ガイド（確定版）（厚生労働科学研究成果データベース）

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/156150>

→ p 15～17 (4. (4) 口腔機能と調理形態との関係を確認してもらう)

- 令和3年度 教育・保育施設等における重大事故防止対策にかかる調査研究

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#tyousa-houkoku>

→ p 161～173 啓発資料の作成、保育職員のための学びのツール、保護者とのコミュニケーションツール

【本件担当】

- 教育・保育施設等における重大事故の報告に関すること
内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）付
TEL：03 - 6257 - 1467（直通）
- 認定こども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）付
TEL：03 - 5253 - 2111（内線 38442）
- 学校安全全般に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
TEL：03 - 5253 - 4111（内線 2966）
- 幼稚園に関すること
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL：03 - 6734 - 3136（直通）
- 特別支援学校幼稚部に関すること
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
TEL：03 - 5253 - 4111（内線 3716）
- 保育所の事件及び事故に関すること、認可外保育施設に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4838）
- 保育所の運営指導、設備及び職員配置基準に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4853）
- 別添の周知資料に関すること
消費者庁消費者安全課
TEL：03 - 3507 - 9200（直通）